

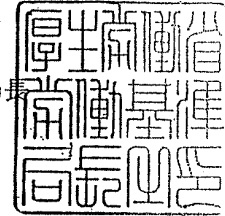


厚生労働省基発第0401025号

平成 16 年 4 月 1 日

山 崎 典 郎 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

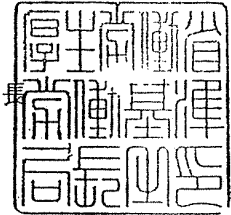


厚生労働省基発第0401025号

平成16年4月1日

西村 重敬 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

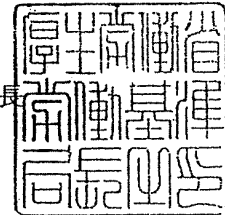


厚生労働省基発第0401025号

平成 16 年 4 月 1 日

加 藤 繁 夫 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

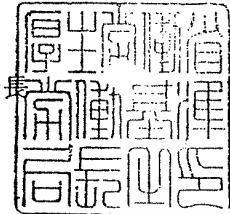


厚生労働省基発第0401025号

平成16年4月1日

広瀬 徹哉 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

労災保険関係再審査請求に係る医学的専門事項に関する業務委嘱要領

1 委 嘱 目 的

労災保険の保険給付決定に係る再審査請求事件については、脳・心疾患やじん肺続発症等と業務との因果関係をめぐる事案のように、労働問題に関する知識と医学的専門知識が要求される事案が増加している。

また、再審査請求事件については、弁護士等の代理人がつく事件が増加しており、原処分庁や審査官が収集した医証に対抗する新たな医証を提出する事も多くなっており、再審査請求事件の公正かつ迅速な裁決のためには、これら膨大な医証の分析・検討を的確に行うことが強く求められている。

こうしたことから、労働問題に関する識見を有し、かつ、医学に関する学識経験を有する者に当事者が提出した医学的証拠等の書類や当審査会が収集した医証等を分析・検討させることにより、再審査請求事件の公正・円滑な処理に資することを目的とする。

2 委 嘱 内 容

前項の目的を達成するため、委嘱者は受託者に次の業務を行わさせるものとする。

- (1) 再審査請求人、同代理人から提出された医証等の分析・検討
- (2) 原処分庁から提出された医証等の分析・検討
- (3) 審査官から提出された医証等の分析・検討
- (4) 労働保険審査会（以下「審査会」という。）で収集した医証等の分析・検討
- (5) 学説、臨床例、論文等に照らした問題点の整理
- (6) その他(1) から(5) に関し、審査会が特に指示する事項

3 委嘱業務の実施方法

- (1) 委嘱者は、受託者に本要領による受託の意志を確認するものとする。
- (2) 受託者は、「承諾書」を委嘱者に提出するものとする。
- (3) 委嘱者は、「承諾書」により承諾した者について委嘱通知書の送付をもって委嘱を行うものとする。
- (4) 受託者は、審査会の下で委嘱者が指示した「事案」の医証を検討するものとする。
- (5) 受託者は、審査会の下で業務を行ったときは、「実績簿」に捺印するものとする。

4 受託者の資格

労働問題に関する識見を有し、かつ、医学に関する学識経験を有する者であること。

5 委 嘱 の 停 止

委嘱者は、審査会からの報告に基づき、受託者が次の各号に該当すると認められるときは、委嘱を停止することができる。

- (1) 受託者が業務を遂行する見込みがなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく本要領に違反した場合。

6 守 密 義 務

受託者は、業務遂行上知ることのできた秘密を他にもらしてはならない。
また、その業務遂行後といえども同様とする。

7 そ の 他

本要領に定めのない事項については、その都度双方が協議して定めるものとする。

厚生労働省基発第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働省労働基準局長

労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

承 諾 書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長 殿

(氏名)

印

労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項に関する業務の委嘱について

(厚生労働省基発第 号平成 年 月 日付け)をもって依頼の

ありました業務委嘱については、これを承諾します。

通 知 書

殿

労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について

標記について、委嘱することとなりましたので通知致します。

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長

實 績 簿

[illegible]

支 払 請 求 書

金額 円 _____

但し、平成 年 月分 労働保険再審査請求事
案に係る医学的専門事項に関する業務委嘱費として

平成 年 月 日

請求人住所

氏 名

印

支 出 官
厚生労働省大臣官房会計課長 殿

[振込先金融機関]

銀行 支店

(普) No. _____

事件番号 15-233 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年4月8日

井上委員 (担当 三尾谷)

質問事項	回答内容
1 請求人の [REDACTED] 及び [REDACTED] の原因について。 2 認定疾患に [REDACTED] が含まれない理由について。	1 ① [REDACTED] の原因については、手術所見に [REDACTED] とされていることから、[REDACTED] に問題があつて [REDACTED] したとも考えられるが、[REDACTED] ② 本件の [REDACTED] は、術後、[REDACTED] に生産されていた [REDACTED] が、[REDACTED] により血液中に出て来たため、[REDACTED] を来したものと思われる。 2 [REDACTED] であり、たとえ [REDACTED] することはないと考えられたので対象にならなかった。 請求人の場合は、[REDACTED] も合併していることから、[REDACTED] が及んでいた [REDACTED]

担当医師： [REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年4月16日

事件番号 15-167 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年4月22日

井上委員（担当 倉持専門官）

質問事項	回答内容
MRIの所見如何。	○ [redacted]が見られる。 [redacted] [redacted]の所見はなく [redacted]がある。

担当医師： [redacted]医師

回答年月日：平成16年5月10日

事件番号 15-173 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年4月22日

氣賀澤委員 (担当 赤井)

質問事項	回答内容
1 [redacted]の請求人の[redacted]の有無及び[redacted]の程度について	① [redacted]の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日の診療録には[redacted]がありまた、[redacted]医師は[redacted]を認めていることから、[redacted]があったことは否定できず、したがって各医証にある[redacted]も否定できない。また、[redacted]とあり、[redacted]の検査をしていないが、[redacted]がうかがわれる。 ② 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]撮影の엑스線写真及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]撮影の엑스線写真では[redacted]それほど[redacted]症状が強ければ手術したはずであるが、手術はしていない。 ③ [redacted]は[redacted]で、それほど[redacted]も強くなかったものと考えられるが、治療せず放置していたために痛みが強くなっているものと思われる。[redacted]

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成16年5月10日

事件番号 15-159 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年4月8日

氣賀澤委員 (担当 三尾谷)

質問事項	回答内容
1 請求人の発症の時期如何 2 請求人の傷病名については[REDACTED]労働局地方労災医員協議会において[REDACTED]とされているが、その妥当性如何。	1 平成[REDACTED]年[REDACTED]月頃から[REDACTED]が出現しているようであるが、確実な診断名が付く時期としては平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日が妥当と思われる。 2 ① 実際に診てみないと断定は難しいが、[REDACTED]という傷病名には疑義がある。 ② [REDACTED] [REDACTED]ということから、[REDACTED]の症状がうかがわれるため、[REDACTED]は否定できないと思われる。典型的な[REDACTED]とは言えないが、不全形で発症していたのではないか。 ③ [REDACTED]を起こしたり、[REDACTED]が見られることから、[REDACTED]とは考えられない。

担当医師：[REDACTED]医師

回答年月日：平成16年5月14日

事件番号 15-101 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年4月22日

白井委員 (担当 山口専門官)

質問事項	回答内容
傷病の①傷病名、②発症の時期について確認したい。	①傷病名は、[REDACTED]、②平成[REDACTED]年[REDACTED]月初旬ぐらいに発症したのではないか。

担当医師：[REDACTED]医師 回答年月日：平成16年5月14日

事件番号 15-239 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年5月13日

氣賀澤委員（担当 小林省）

質問事項	回答内容
① [REDACTED]の程度について ②平成 [REDACTED]年の [REDACTED]の有無について	①エックス線写真から [REDACTED]の所見は無い、 [REDACTED]は認められず [REDACTED]ではないか。 [REDACTED]は、 [REDACTED]の所見が無いことから因果関係なし。 [REDACTED]と [REDACTED]との因果関係もない。 ②平成 [REDACTED]年の胸部エックス線写真から、 [REDACTED]を外した形跡も無く手術の形跡は、昭和 [REDACTED]年の [REDACTED]手術痕しか認められない。

担当医師： [REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年5月28日

事件番号 15-141 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年3月 4日

氣賀澤委員 (担当 鈴木康)

質問事項	回答内容
[redacted]の所見はあるのか否か。	①平成 [redacted]年のエックス線写真から、[redacted]を中心として、[redacted]が認められる。[redacted]には認められない。[redacted]は、職業性であれば[redacted]からの所見が出てくる。[redacted]は認められない。エックス線写真の[redacted]はないのでは。しかし、[redacted]か否かは、写真からでは不明。 判断に必要な事項として ・ [redacted]に関するエピソードを抜かれない。 ・ [redacted]の実施をされたい。 ・ [redacted]の実施をされたい。 ・ [redacted]の実施をされたい。

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成16年5月28日

事件番号 15-221 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年4月22日

井上委員 (担当 鈴木康)

質問事項	回答内容
1 被災者のエックス線写真の所見如何 ([REDACTED] が認められるか否か。)	① 認定時のエックス線写真では、[REDACTED] は明らかに認められるが、[REDACTED] の所見はない。ただし [REDACTED] はあるかもしれない。 ② [REDACTED] 直前まで、[REDACTED] は認められない。[REDACTED] は認められない。[REDACTED] 、認められない。[REDACTED] であるという証拠もない。 ③ 以上から被災者の [REDACTED] は認められない。

担当医師：[REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年5月28日

事件番号 15-251 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年5月27日

井上委員 (担当 鈴木 康)

質問事項	回答内容
1 エックス線写真の所見如何。	○ 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影のエックス線写真において、[redacted] [redacted] したよう見える痕があるが、[redacted] がないことから、[redacted] ではないだろう。やはり [redacted] ではないか。であれば、平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日に [redacted] して平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日に [redacted] 病院に受診するまで [redacted] ということはない。 ○ エックス線写真からは [redacted] とは認められない。 [redacted] という病名が付くとは思えない。結局 [redacted] は認められない。 ○ [redacted] が認められないため、 [redacted] [redacted] によるものと考えられるが、 [redacted] 程度であろう。 以上

担当医師： [redacted] 医師

回答年月日：平成16年6月7日

事件番号 15-279 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月10日

井上委員 (担当 山本 誠)

質問事項	回答内容
1 エックス線写真の所見及び請求人の[redacted]との因果関係如何。	○ 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 病院撮影のエックス線写真においては、[redacted] また、[redacted] が見られる。これらの変化はいずれも [redacted] である。 ○ 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 県立医科大学附属病院撮影のエックス線写真においては、[redacted] とのことだが、[redacted] は認められず、異常は認められない。あるとすれば [redacted] であろう。 ○ 通常 [redacted] は考えられない。[redacted] ということであればまでも、[redacted] から、[redacted] ことであるから、それも否定される。 ○ したがって、[redacted] は認められない。 以上

担当医師：[redacted] 医師

回答年月日：平成16年6月7日

事件番号 12-85 [redacted] に係る質問事項

公開審理日：平成13年5月18日

加藤元委員（小川元委員）

質 問 事 項	回 答 内 容
請求人に発症した [redacted] 等の業務起因性について 1 [redacted] 医師の鑑定書を採用することは可能か。 2 請求人の疾病は [redacted] と認められるか否か。	1 宮本医師の鑑定書の採用は可能である。 ただし、 [redacted] という点はおかしい。 2 [redacted] でいうと [redacted] に当たるものである。 [redacted] [redacted] [redacted]

担当医師： [redacted] 医師 回答年月日：平成16年6月10日

事件番号 15-249 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年5月27日

氣賀澤委員

質問事項	回答内容
①交通事故のけがと [redacted] との因果関係 ② [redacted] について	①請求人の [redacted] をしていることから、 [redacted] を発症し、長引いてもやむをえない。 [redacted] [redacted] については、 [redacted] はあるのではないかと。 [redacted] には感染していない。 ②このような [redacted] では、 [redacted] のはやむ終えない

担当医師： [redacted] 医師 回答年月日：平成16年6月21日

【平成15年労第192号 [REDACTED]】

公開審理：平成16年6月17日

中島委員（担当：澤井）

質 問	回 答
質問事項 1 請求人提出の[REDACTED]エックス線写真（[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日撮影）について、管理区分如何。	1 撮影状態があまり良好でなく、非常に微妙だが、[REDACTED] [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日の[REDACTED]がはっきりしており、[REDACTED] [REDACTED]はあると思う。

担当医師
質問年月日

： [REDACTED] 医師
： 平成16年6月29日

【平成14年労第278号

██████████】

公開審理：平成13年2月15日

中島委員（担当：平塚）

質 問	回 答
質問事項 1 請求人の██████エックス線写真についてご教示願います。	1 撮影状態はあまり良好ではないが、████████████████████ ██████████で問題ない。

担当医師：██████ 医 師

質問年月日：平成16年6月29日

事件番号 15-208 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日：平成16年7月9日（出席なし）

平岡委員

質 問 事 項	回 答 内 容
問 請求人は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] の傷病名で治療を受け、[REDACTED] したものであるが、 (1) 請求人は、[REDACTED] が存するほか、[REDACTED] となる、 [REDACTED] [REDACTED] 等の症状を訴えているが、エックス線上、[REDACTED] [REDACTED] 所見は存するか。 また、[REDACTED] の因果関係如何。 (2) 主治医は、[REDACTED] [REDACTED] とし、局医は [REDACTED] [REDACTED] としているが、 いずれが妥当か。	答1 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] なお、[REDACTED] [REDACTED] が生じることがある程で、[REDACTED] [REDACTED] 2 [REDACTED] については、[REDACTED] がみられるが、 [REDACTED] していない。請求人が訴えるような [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

担当医師：[REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年7月5日

事件番号 15-37 [redacted] に係る質問事項

公開審理日 平成15年11月6日

井上委員 (担当 三尾谷)

質問事項	回答内容
請求人の [redacted] の有無及び [redacted] の状態如何。	請求人の場合、 [redacted] のものであり、 [redacted] がなかったことから、そもそも [redacted] はなかったものと認められる。 なお、 [redacted] があったとしても、 [redacted] がなかったことから、 [redacted] と思われる。

担当医師： [redacted] 医師

回答年月日：平成16年7月5日

事件番号 15-263 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年5月27日

井上委員 (担当 山田)

質問事項	回答内容
1 請求人の画像所見如何。 2 請求人の [redacted] の有無如何。 3 請求人の [redacted] 如何。	1 ① [redacted] について 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 病院撮影の [redacted] では [redacted] [redacted] [redacted] ことにより、[redacted] [redacted] しかし [redacted] そのものに異常はない。 [redacted] は、もともと [redacted] があったところ、 [redacted] として出てきたものである。 [redacted] があった場合、時間の経過により [redacted] [redacted] [redacted] があったとは認められない。 念のため [redacted] 撮影の [redacted] [redacted] 病院撮影の [redacted] 読影したところ、ほとんど変化がない 同じ状態であった。 ② [redacted] について 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 病院撮影の [redacted] では [redacted] [redacted] が認められる。 [redacted] のようなもの が見えるが、本件 [redacted] によるものではない。 [redacted] も認め られない。 2 [redacted] によって [redacted] と認めざるを得ないと思われる。 3 [redacted] が画像上認められないので、 [redacted]

担当医師: [redacted] 医師 回答年月日: 平成16年7月5日

事件番号 15-216 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日：平成16年7月9日（出席なし）

中島委員

質 問 事 項	回 答 内 容
問 請求人は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月以降医療機関を受診し、[REDACTED]、[REDACTED] 等と診断され、休業しているものであるが、 (1) 局医協議会では、疾病名を [REDACTED]、発症時期を平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月頃としているが、妥当か。 ・ 主治医の診療録等によれば、請求人は学生時代に [REDACTED] と診断されていた模様である。【診療録、p146】 ・ 請求人及び同僚等は、発症時期を平成 [REDACTED] 年ないし [REDACTED] 年頃と述べている【p114, 113, p126, p130, p144, p177】（請求人は、[REDACTED] 年に体調を崩したともしている【p311】。）。 ・ 主治医は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月頃発病としている。【p192】 ※ [REDACTED] のどのような点を判断根拠として示すべきでしょうか。 (2) その他、本件 [REDACTED] に関して参考とすべき事項。	答 1 [REDACTED] そういう人は、[REDACTED] を示しやすいが、請求人の場合も、当初は同様であったようだ。しかしながら、[REDACTED] これは、[REDACTED] をも伴っているものなので、[REDACTED] というよりも、[REDACTED]、少なくとも、[REDACTED] とみるべきであり、学生時代に [REDACTED] といわれていたものであるならば、[REDACTED] といって良い。[REDACTED] とは、[REDACTED] というべきもので、同疾病に特異的な症状はないのだが、上記の [REDACTED] からすると、[REDACTED] にいう [REDACTED]、[REDACTED] といえる。[REDACTED] である。 2 発症時期は、[REDACTED] を示し始めた平成 [REDACTED] 年頃とみられる。仮に、学生時代に [REDACTED] と診断されていたとしても、その後施設に就職して [REDACTED] 年以上発症なく過ごしているのであるから、少なくともその間は治癒していたとみられる。

担当医師：[REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年7月9日

事件番号 15-179 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年2月5日

氣賀澤委員（担当 赤井囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○ [REDACTED] によるものであるか疑問。 [REDACTED] によるものであるとするならば、 [REDACTED] ○ [REDACTED] があってこの様な状態になったのなら分かるが、 [REDACTED] ので、そうとは言えない。

担当医師： [REDACTED] 医師 回答年月日：平成16年7月26日

事件番号 15-273・[REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月10日

金平委員（担当 小林囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日撮影 [REDACTED] ・ [REDACTED] ・ 顕著な [REDACTED] は起こりえない。 ○平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日撮影 [REDACTED] ・ ひどい [REDACTED] があつたとは見受けられない。 [REDACTED] があつたのだろう。 ・ [REDACTED] には異常は見られない。 ・ [REDACTED] が推定できるような症状は見受けられない。 ・ [REDACTED]

担当医師：[REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年8月2日

事件番号 15-283 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月10日

氣賀澤委員（担当 山口専門官）

質問事項	回答内容
エックス線写真から[REDACTED]の所見があるのか。	[REDACTED]のエックス線写真全く正常。 [REDACTED]無し。 [REDACTED]無し。

担当医師：[REDACTED]医師

回答年月日：平成16年8月2日

事件番号 15-281 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月10日

氣賀澤委員（担当 山口専門官）

質問事項	回答内容
エックス線写真から[REDACTED]の所見があるのか。	[REDACTED] それ程強くはないが[REDACTED]が見られる。[REDACTED]のものではないか。[REDACTED]は見られない。[REDACTED]は見られない。

担当医師：[REDACTED]医師 回答年月日：平成16年8月2日

事件番号 15-323 [redacted] に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月24日

氣賀澤委員（担当：山口専門官）

質問事項	回答内容
[redacted] エックス線、[redacted] の鑑定	[redacted] が有る（平成10年4/15MRI）。 [redacted] のではないか。 手術をしなければ [redacted] は治らない。 この [redacted] からするとうったえる程の [redacted] とはならない。

担当医師：[redacted] 医師

回答年月日：平成16年8月2日

事件番号 15-307 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月24日

井上委員

質問事項	回答内容
エックス線写真から[REDACTED]の所見有りか。	[REDACTED] [REDACTED]がある。 [REDACTED]が認められる。[REDACTED]によるものではない。 [REDACTED] [REDACTED]がある。 [REDACTED]が出やすい。 [REDACTED]それが原因となるのではないか。 [REDACTED]は無し。 [REDACTED]は無し。 [REDACTED]によるものではない。

担当医師：[REDACTED]医師

回答年月日：平成16年8月2日

事件番号 15-179 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年2月5日

氣賀澤委員 (担当 赤井)

質問事項	回答内容
1 エックス線写真から見た請求人の[redacted]の時間的経過について 2 請求人の症状が[redacted]理由について 3 請求人の症状のうち、[redacted]について	1 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]撮影の[redacted]エックス線写真では、明らかな変化は認められない。しかし、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]病院撮影及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]医院撮影の[redacted]エックス線写真では、[redacted]が明らかに認められる。平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]病院撮影及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]医院撮影の[redacted]エックス線写真では、[redacted]が進行している。 2 [redacted]のように、[redacted]があれば特に作業を行わなくても[redacted]もある。請求人にも[redacted]が進行したと考えるのが妥当である。 3 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日に[redacted]でエックス線写真を撮影した時点の[redacted]によると考える。 なお、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]病院撮影及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]撮影の[redacted]エックス線写真で明らかな変化が認められず[redacted]であることから、[redacted]は否定される[redacted]と考える。) 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日以降の[redacted]は、[redacted]によるものと認められる。 以上見たように、[redacted]と考える。

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成16年9月6日

事件番号 15-423 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年7月22日

氣賀澤元委員（担当鈴木囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影 [redacted] [redacted] ○平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影 [redacted] ・ [redacted] はない。 ・ [redacted] に異常は認められない。

担当医師：[redacted] 医師

回答年月日：平成16年9月6日

事件番号 15-311 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年6月24日

白井委員（担当 嘱託）

質問事項	回答内容
エックス線写真等の所見如何。	○平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影エックス線写真 ・ 特に異常は認められない。 ○平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影 [REDACTED] 写真 ・ [REDACTED] を起こしているが、[REDACTED] であろう。

担当医師： [REDACTED] 医師 回答年月日：平成16年9月6日

事件番号 15-329 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成16年7月8日

氣賀澤元委員（担当 三尾谷囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真等の所見如何。	○平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影 [REDACTED] 写真 [REDACTED] あり。 [REDACTED] 異常はなし。 [REDACTED] はなし。 [REDACTED] はみられるが、[REDACTED] としてはでてきていないであろう。 ○平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影エックス線写真 [REDACTED] がみられるが、[REDACTED] であらう。 ○平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影エックス線写真 [REDACTED] しているような [REDACTED] はない。

担当医師：[REDACTED] 医師 回答年月日：平成16年9月6日

事件番号 15-197 [redacted] に係る質問事項

公開審理日 平成16年3月4日

氣賀澤委員（担当 赤井氏）

質問事項	回答内容
・ [redacted] 病院の意見書 [redacted] の診断名について ・ エックス線写真の鑑定について（[redacted] 病院平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影）	[redacted] という傷病名については、否定出来ないが、症状から判断すると、むしろ [redacted] である。 [redacted] [redacted] がそれ程でもない。[redacted] [redacted] がみられる。請求人の訴える症状は [redacted] からのものである。もちろん、[redacted]

担当医師：[redacted] 医師

回答年月日：平成16年9月6日

事件番号 15-141 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年3月4日

氣賀澤元委員（担当鈴木囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影 ・ [redacted] に異常陰影が認められる。 ・ [redacted] はない。 ○平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影 ・ [redacted] は全く認められない。 ・ [redacted] 病院の [redacted] 医師が指摘する [redacted] ・ [redacted] は全く認められない。 ・ [redacted] が認められる。 ・ [redacted] は認められない。

担当医師： [redacted] 医師 回答年月日：平成16年9月6日

事件番号 15-371 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年9月9日

井上委員 (担当 山本薫)

質問事項	回答内容
1 MRI 所見について 2 請求人が発症したとする[redacted]の業務上外について	1 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影の [redacted] では、[redacted] が認められる。[redacted] に見えるが、[redacted] は認められない。 したがって、[redacted] は認められない。 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影の [redacted] では、平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影のものに比べて [redacted] は認められない。[redacted] が一番ひどいが、それほど大きな変化ではない。[redacted] である。[redacted] も認められない。 2 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 請求人の症状は [redacted] であり、なんらかの行為により症状が出てきたにしろ、[redacted] にすぎない。

担当医師：[redacted] 医師 回答年月日：平成16年10月4日

事件番号 10-341 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成12年6月1日

加藤元委員

質問事項	回答内容
請求人の訴える症状は本件 [REDACTED] か。	・ [REDACTED] により、 [REDACTED] がある。 ・ [REDACTED] の可能性はない ・ 本件のように [REDACTED] [REDACTED] ということは考えられない。 [REDACTED] [REDACTED] ということは、 [REDACTED] [REDACTED] ・ 現症状の多くが、 [REDACTED] [REDACTED] 症状として現れてきたものであり、本件 [REDACTED] で はない。

担当医師： [REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年10月4日

質　　問	回　　　答
本件は、〇〇局医員協議会〇〇意見によると、〇〇「証明できない」等と記述されており、請求人からは鑑定申立等が行われている。非常に情報に乏しい事案ではあるが、同種の事案で、同程度の申述に基づき発症を認定されている事例も少なからず認められるところである。〇〇の労災認定上、〇〇の発病の有無を確定する必要があることから、〇〇局の記述になったとも考えられるが、グレーゾーンの存在も含め、本件の理解の仕方をご教示願いたい。	確かに、具体的な情報、証拠に乏しい事案ではあり、被災者本人を診察していないのであるから、確定的な評価、診断をすることは困難である。しかしながら、本件について、〇〇を検討すると、被災者が〇〇にあったと認めて差し支えない事案と考える。本件の請求人は〇〇 〇〇申述する情報量も多くはないが、そのような請求人が〇〇したということを考えると、〇〇を認定できるものとする。発症時期は、症状が重くなり、〇〇 請求人が主張する〇月頃という推定も特に矛盾しないと思う。ただし、発症にいたる経過等には、明らかでない部分が余りにも多く、〇〇調査結果として明らかになった事項のみで原因を特定することは適当でないし不可能である。 さらに、本件では、〇〇が非常に大きく、〇〇局の意見書でも指摘はされているが、この指摘ではなお軽い評価と言わざるを得ず、〇〇の症状は相当重かったものとする。 〇〇 上記の〇〇と、〇〇による〇〇が、同時期に平行して進行し、〇〇前は〇〇ともいえる状態にまで至っていることから、これらの症状が重症化し〇〇に至ったと考えて差し支えない。ただし、本件では、上記の通り、明確にされていない領域が余りにも多く、原因の推定すら困難であるが、〇〇

平岡委員

[illegible]

担当医師： 医師 回答年月日：平成16年10月21日

事件番号 15-280 [redacted] に係る質問事項

公開審理日：平成16年10月29日

白井国男委員

質 問 事 項	回 答 内 容
請求人が断続的に [redacted]（昭和 [redacted] 年 [redacted] 月より昭和 [redacted] 年 [redacted] 月まで） [redacted] に従事した後、平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日に [redacted] と診断された事件について、医療機関から取り寄せたX線写真についてご教示願いたい。	1 [redacted] 病院のエックス線写真について [redacted] の状態に異常はなく、特に問題はない。 [redacted] はまずありえない。 [redacted] になることはない。

担当医師： [redacted] 医師 回答年月日：平成16年10月29日

事件番号 15-431 [redacted] に係る質問事項

公開審理日 平成16年10月22日

井上委員 (担当 鈴木康)

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○ [redacted] クリニックの平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影のエックス線写真をみると、① [redacted] は認められない。② [redacted] は認められない。③ [redacted] は [redacted] がないので不明。④ [redacted] が認められるため、[redacted] はあるかもしれないが、[redacted] である。 ○ [redacted] 病院撮影の平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日と平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影のエックス線写真をみると、[redacted] とみられ、[redacted] が認められ、この部分は確かに平成 [redacted] 年に [redacted] [redacted] のものではないので [redacted] とでもいう状態になっているが、[redacted] とも考えられ、[redacted] とは考えがたい。[redacted] に平成 [redacted] 年からの変化は認められない。 以上

担当医師：[redacted] 医師 回答年月日：平成16年11月8日

事件番号 15-403 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年10月7日

井上委員 (担当 山本薫)

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○ [redacted]について、国立[redacted]病院（当時）の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日撮影のエックス線写真と[redacted]病院の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日撮影のエックス線写真をみたところ、[redacted]は認められない。[redacted]が少し進んだように見受けられ、[redacted]が多少認められるが、[redacted]と思われる。[redacted]したものではないため、[redacted]現在の症状[redacted] ○ [redacted]について、国立[redacted]病院の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日撮影のエックス線写真と[redacted]センターの平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日撮影の[redacted]をみたところ、国立[redacted]病院の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日撮影のエックス線写真では、[redacted]は認められない。また、[redacted]センターの平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日撮影の[redacted]では、[redacted]が認められるが、[redacted]や、[redacted]も認められない。現在の症状は、結局[redacted] 以上

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成16年11月8日

事件番号 8 - 3 7 5 [redacted] に係る質問事項

公開審理日：平成10年6月17日

氣賀澤克己元委員

質 問 事 項	回 答 内 容
1 被災者が平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日頃発症した疾病 [redacted] はどのような疾病と考えられるか。 2 上記1の疾病は発症から [redacted] 月 [redacted] 日の [redacted] までに一旦治癒したものが再発したものか。それとも、治癒しかけているものが悪化したものか。 3 上記1の [redacted] と考えられるか。それとも、 [redacted] と考えられるか。	1 被災者の疾病は [redacted] であるとする。 2 疾病は [redacted] したものと考える。 3 被災者の疾病は [redacted] と考える。

担当医師： [redacted] 医師 回答年月日：平成16年11月11日

事件番号 15-453 [redacted] に係る質問事項

公開審理日 平成16年11月15日

角野委員

質問事項	回答内容
エックス線写真、[redacted] の読影	・ [redacted] ([redacted] 病院) [redacted] いる。[redacted] [redacted] は、無し。[redacted] が 見られる。 請求人の痛みの自訴、[redacted] で症状が出たものではないか。[redacted] [redacted] ・ [redacted] ([redacted] 病院) [redacted] 進んでいない。増悪しているとは言えない。 ・ [redacted] ([redacted] クリニック) [redacted] 進んでいない。増悪しているとは言えない。 (総合) [redacted] があると思われる。 請求人の自訴は、[redacted] [redacted] [redacted] については、3 か月間から痛みがひどい場 合で6 か月間、[redacted] ではないか。[redacted] [redacted]

担当医師：[redacted] 医師 回答年月日：平成16年11月15日

事件番号 12-303 [redacted] 係る質問事項

公開審理日 平成13年6月28日

加藤委員 (担当 赤井)

質問事項	回答内容
請求人の[redacted]の有無如何。	○ 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 ([redacted] 診療所?) 撮影のエックス線写真では、[redacted] が認められるが、平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 病院撮影及び平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 病院撮影のエックス線写真では、そのような像は認められない。 このことから、請求人の [redacted] があるものと推定されるが、これにより [redacted] を生じることはないと思われる。 また、請求人は原処分庁段階では [redacted] については訴えていない。 以上のことから、請求人の [redacted] には [redacted] は認められない。

担当医師: [redacted] 医師 回答年月日: 平成16年12月6日

事件番号 15-141 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年3月4日

氣賀澤元委員（担当鈴木囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影 ・ [redacted] なし。 ・ 左に多少の [redacted] がありそうだ。。 ・ この写真からは [redacted] といわざるを得ない。 [redacted] ・ 撮影条件が悪い写真である。 ○平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日撮影 ・ [redacted] は認められないので [redacted] ではないといえる。 [redacted] [redacted] ・ 右に [redacted] があるが、 [redacted] に出てくるはずである。

担当医師： [redacted] 医師 回答年月日：平成16年12月14日

事件番号 15-447 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年11月26日

井上委員

質問事項	回答内容
[redacted]の엑스線写真から[redacted]がみられるのか。	[redacted]について [redacted]がみられる。[redacted] がある。[redacted]とは言えない。[redacted]が出てい るとは思えない。[redacted]に影響を与える。[redacted] [redacted]が起こっているとは言える。 [redacted]ではないと言えるのではないか。 [redacted]について [redacted]がみられる。 左右では、右側の方が、[redacted]がハッキリしている。 以 上

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成16年12月20日

事件番号 15-467 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年11月26日

井上委員（担当三尾谷囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	[REDACTED] ・ [REDACTED] があったような [REDACTED] はない。 ・ [REDACTED] に問題はない。 [REDACTED] ・ [REDACTED] 問題はない。 ・ [REDACTED] が残っているかもしれないが、あったとしても [REDACTED]

担当医師： [REDACTED] 医師 回答年月日：平成16年12月20日

【平成15年労第438号

公開審理：平成16年12月20日

渡辺委員（担当：澤井）

質 問	回 答
質問事項 1 エックス線写真（年 月 日撮影）について、 について如何。	1 手術痕から の跡があり、 エックス線上所見されるが、さほど現れていないこと から は考えにくい。 にも見る限り外傷はなく 、 が得られており、 は認められない。

担当医師： 医師
質問年月日： 平成16年12月20日

事件番号 13-103 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成14年1月10日

加藤委員 (担当 小林省)

質問事項	回答内容
1 請求人の[redacted]の有無如何。 2 請求人の[redacted]の原因は[redacted]に由来するものであるのか。	○ 平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]病院撮影のエックス線写真では、[redacted]が認められる。同年月日同病院撮影の[redacted]では、[redacted]が認められる。平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日同病院撮影の[redacted]でも[redacted]が認められる。[redacted]は不明であるが、[redacted]とは認められない。いずれの画像でも[redacted]の[redacted]したがって、請求人に[redacted]は認められない。 ○ 画像からは[redacted]となるような所見は認められない。そもそも[redacted]から起こるものではないので、起こるとすれば、[redacted]が原因ではないか。 以上

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成16年12月20日

事件番号 12-203 [REDACTED]に係る質問事項

公開審理日 平成13年3月8日

加藤委員（担当 委員）

質問事項	回答内容
請求人の[REDACTED]の有無及び[REDACTED]の程度如何。	○ 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 病院撮影のエックス線写真では、[REDACTED] は認められない。また、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日（又は [REDACTED] 日）同病院撮影の [REDACTED] でも [REDACTED] は認められない。[REDACTED] も認められない。 当初の [REDACTED] であつたと思われ、[REDACTED] [REDACTED] もし [REDACTED] それは [REDACTED] のものであり、[REDACTED] とは認められない。 以上

担当医師：[REDACTED] 医師 回答年月日：平成16年12月20日

04/12/27 10:11

事件番号 15-499 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日：平成17年1月11日

角野委員

質 問 事 項	回 答 内 容
問 請求人は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 等と診断されて加療 [REDACTED] [REDACTED] の結果、 [REDACTED] [REDACTED] し、 [REDACTED] について [REDACTED] [REDACTED] されたが、 [REDACTED] では、これに加えて [REDACTED] に ついて [REDACTED] として [REDACTED] されたとして [REDACTED] [REDACTED] に不服を申し立てているものであるが、次の点について のエックス線所見をお伺いする。 (1) 請求人の [REDACTED] について、 [REDACTED] [REDACTED] は認められるか。 (2) [REDACTED] が明らか に認められるか。	答1 [REDACTED] 上、請求人の [REDACTED] については、 [REDACTED] [REDACTED] が認められる。 2 本件の場合、請求人の [REDACTED] について は、 [REDACTED] によるものとみられるので、 [REDACTED] と併合した場合、 [REDACTED] [REDACTED] となるのではないか。

担当医師： [REDACTED] 医師

回答年月日：平成16年12月20日

事件番号 15-471 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成16年12月9日

井上委員

質問事項	回答内容
請求人の[redacted]について[redacted]による、[redacted] [redacted]との因果関係があるものなのか。	[redacted]について[redacted]と因果関係があるか否か、[redacted] [redacted]をしなければ分からない。 [redacted]について[redacted]が一般的だが[redacted]まで[redacted] [redacted]は否定出来ない。[redacted]があったことが原因 と言えなくもない。 学会の症例として、1～2例あったかもしれない。 本件については、検討させていただきたい。

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成17年1月17日

事件番号 15-359 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成17年1月11日

井上委員

質問事項	回答内容
被災者[redacted]氏の[redacted]エックス線写真の所見について。	[redacted] [redacted]とは関係ないが、[redacted]がある。 [redacted]が狭くなっている。 [redacted] 右腕に著明とは言えない。[redacted]がある。左側にもあるが右側の方がはっきりとしている。 [redacted]とは言えない。[redacted]と言える。 [redacted] [redacted]は問題ない。 [redacted]病院の[redacted]のとおりである。

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成17年1月17日

事件番号 16-33 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成17年2月3日

井上委員 (担当山本補佐)

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	・ [REDACTED] はないようだ。 ・ レントゲンからは [REDACTED] の原因はわからない。 ・ [REDACTED] にひどい [REDACTED] があつたのかもしれないが、 [REDACTED] [REDACTED] ということはないだろう。

担当医師: [REDACTED] 医師

回答年月日: 平成17年1月31日

事件番号 15-441 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年11月11日

金平委員（担当山田囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	○ [REDACTED] について ・ [REDACTED] は正常に行われている。 ・ [REDACTED] も痛みが生じることはある。 ・ 請求人が訴える痛みについて 手術日当日のエックス線写真からではわからない。 [REDACTED] もあったかわからない。 ・ [REDACTED] には [REDACTED] についても全て含まれているのであるから [REDACTED] でよい。 ○ [REDACTED] について ・ [REDACTED] はない。

担当医師： [REDACTED] 医師

回答年月日：平成17年1月31日

事件番号 15-441 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成16年11月11日

金平委員 (担当山田囑託)

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	・エックス線写真からはどこにも悪いところはみられない。 ・[REDACTED] に接触する部分の [REDACTED] もなく、[REDACTED] 等特殊な性状の [REDACTED] の原因となる [REDACTED] もない。 ・[REDACTED] でよいと思われる。 ・現在の痛みは、請求人 [REDACTED]

担当医師： [REDACTED] 医師 回答年月日：平成17年2月21日

事件番号 16-57 [redacted]に係る質問事項

公開審理日 平成17年2月3日

井上委員 (担当 山田)

質問事項	回答内容
請求人の[redacted]に係る画像所見如何。	1 [redacted]当初の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]病院撮影の[redacted]では、 [redacted]に少し[redacted]が認められるが、[redacted]にはなっていない。 [redacted]も認められない。 2 [redacted]以降の平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日同病院撮影の[redacted]でも、 [redacted]は認められない。[redacted]も進んでいない。 [redacted]とは認められない。 以上

担当医師：[redacted]医師 回答年月日：平成17年3月7日

事件番号 16-51 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成17年2月17日

金平委員（担当 山口）

質問事項	回答内容
1 被災者の[REDACTED]発症の有無について。発症していた場合はその疾病名、発症の時期及び原因について 2 [REDACTED]を発症していた場合、[REDACTED]との因果関係について。また、[REDACTED]とは考えられないか。 以上回答願います。	1 (1) [REDACTED] 自分の意見では、診断名 [REDACTED] を発症していたと思われる。 (2) 発症時期は、日時ははっきりしないが、[REDACTED] から [REDACTED] に入院している2か月の間。[REDACTED] 等により [REDACTED]、ある時 [REDACTED] として発症したと思われる。[REDACTED] したという証拠はなく、また [REDACTED] では、むしろ [REDACTED] になることが多いので、他の原因により [REDACTED] が起こり発症した可能性は低いと思われる。 2 (1) [REDACTED] のは確かなようなので、[REDACTED] はないと思われる。 (2) [REDACTED] を起こしたのは [REDACTED] による [REDACTED] で説明できると思われる。

担当医師：[REDACTED] 医師

回答年月日：平成17年3月10日

事件番号 15-491 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日 平成17年1月11日

白井委員（担当三尾谷囑託）

質問事項	回答内容
エックス線写真の所見如何。	・平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影分→ [REDACTED] であろう。 [REDACTED] あり。 ・平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日撮影分→ [REDACTED] が進行している。 ・平成 [REDACTED] 年と平成 [REDACTED] 年と比較すると [REDACTED] はみられないが、 [REDACTED] はされてきている。しかし [REDACTED] であるとは はっきりとは言えない。 ・[REDACTED] 写真では僅かだが [REDACTED] がみられるようだ。 ・[REDACTED] は左右均等にみえる。 ・主治医の [REDACTED] という言い方はおかしい。 ・[REDACTED] が強く疑われるということだが、これは [REDACTED] [REDACTED] によくみられる症状である。 ・直接 [REDACTED] である。原因は [REDACTED] につながる。 ・[REDACTED] であり、 [REDACTED] がみられる。 [REDACTED] [REDACTED] である。 よって [REDACTED] によるものであろう。 ・[REDACTED] の症状としては動いていないと言ってもよいであろう。

担当医師： [REDACTED] 医師 回答年月日：平成17年3月11日

事件番号 13-256 [REDACTED] に係る質問事項

公開審理日：平成14年9月26日

田村委員

質 問 事 項	回 答 内 容
被災者は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] (1) [REDACTED] の被災者の [REDACTED] について、[REDACTED] と所見している [REDACTED] ところ、診療録上の記載（図等）からいずれが妥当か判定は可能か。 (2) 被災者には、(1) のように進展した [REDACTED] がある一方で、[REDACTED] 等の既往症もあり、[REDACTED] も確認されているが、 ① 被災者の [REDACTED] ② [REDACTED] ③ [REDACTED] への [REDACTED] の影響は、どのようにみるべきか。 なお、③被災者については、[REDACTED] が記載されているが、[REDACTED] が強く出ている [REDACTED] ところ、[REDACTED] は信用できるか。) (3) 被災者の [REDACTED] 等からみて、[REDACTED] の原因はどのように推測可能されるか。また、[REDACTED] との診断確定 [REDACTED] 後の被災者の [REDACTED] の状態は、医療措置 [REDACTED] が不可能な状態であったとみられるか。	1 [REDACTED] とする [REDACTED] 医師の所見は不自然であり、また、[REDACTED] 医師が [REDACTED] について [REDACTED] として [REDACTED] いることからしても、[REDACTED] したがって、主治医及び [REDACTED] 医師のように、[REDACTED] 相当であり、[REDACTED] また、日常生活欄の記載内容もさいて変化はないことから、[REDACTED] による [REDACTED] については、[REDACTED] 2 被災者の [REDACTED] をみる上で、[REDACTED] 当然にその原因が [REDACTED] しかし、[REDACTED] の原因としては、[REDACTED] が疑われる。 したがって、本件入院以前の入院についてはともかく、本件入院については、[REDACTED] に由来する [REDACTED] による [REDACTED] のために本件入院をし、[REDACTED] は、さしたる治療も行われないうちに [REDACTED] であって、被災者の [REDACTED] は、[REDACTED] なお、[REDACTED] は定かでないが、被災者の [REDACTED] は、入院中も上記 [REDACTED] が改善していないことから、主として上記の [REDACTED] によるものとみられるものなので、[REDACTED] ※ なお、[REDACTED]

担当医師：[REDACTED] 医師

回答年月日：平成17年3月11日